

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年8月7日（令和7年（行情）諮問第903号）

答申日：令和8年5月22日（令和8年度（行情）答申第141号）

事件名：オミクロン株が法定病原体からの変異株であることが同定済と認識した根拠となる見本標本検体に関する文書等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年2月6日付け厚生労働省発感0206第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

20210716厚労省発健0716第12号により、厚労省は法定病原体特定のための資料等は保有していないのであるから感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を提出することは客観的に原始的不能である。

厚労省は法定病原体特定のための資料等は保有していないにもかかわらず（20210716厚労省発健0716第12号）、個開1366号保有個人情報開示請求で開示された開示決定決裁書類に「開示請求者の示す法定病原体が、「SARS-CoV-2」であることを示す文書」「これらの文書から、「法定病原体（健感発0210-5号）」が、「SARS-CoV-2」などと、無から有を生じさせる無形偽造（刑法156条158条虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当推定違法性阻

却事由不存在推定) 共同正犯行為を行っている。じっさい開示される文書もこれらの事項を全く示していない無関係な文書である(市民的政治的権利国際規約19条違反)。

例えば厚労省発感0219第80号で開示された第36回厚生科学審議会感染症部会持ち回り審議(新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定)において審議に関わった関係者に配付された全ての文書において、感染研の分離報告は含まれていないのであるから、分離報告を指定感染症指定の根拠にしていないということである。

公文書開示請求both20210716厚労省発健0716第12号不開示and20250206厚労省発感0206第2号開示は論理的整合性がない。どちらか一方が無形偽造(刑法156条158条虚偽公文書作成行使等罪構成要件該当推定違法性阻却事由不存在推定)となるはずである(市民的政治的権利国際規約19条違反・公文書管理法4条違反・憲法21条違反・憲法31条違反類推適用)。厚労省職員に対する懲戒事由発生可能性を伴う刑事訴訟法239条2項告発義務違反が刑法104条証拠隠滅罪を構成する。

(2) 意見書(資料略)

ア (略)

イ 理由説明書に記載されている内容「自明である」についてiccpr国際規約19条違反推定

「自明である」について、法定病原体の見本・検体・標本を保有していないのに、「自明である」との主観面が記述されているだけであり、法定病原体をdigital dataしかないSersCov2とどのように同定したかどうかの?客観面が全く記載されていない。下記ウ厚生労働省コロナ相談室0120565653回答と矛盾する。山形衛生研も法定病原体について「存在を前提にしている」と回答。千葉県知事あて国家賠償請求訴訟原告氏や補助参加人氏らが複数の都道府県感染症対策課を經由して厚労省から法定病原体イコールSersCov2であるとの「認識である」との回答を得たので、都道府県感染症対策課を經由して厚労省に文書での回答を依頼したが文書発行不作為である。「自明である」「認識である」等主観面の表明だけであり、どのように同定したかどうかの?客観面なし

ウ 感染研の分離報告が指定根拠に含まれていない、何も根拠がない指定感染症指定は「重大性明白性」の要件充足し当然無効である。

>>立法事実不存在により、予防接種法2条「ワクチン」非該当○○○○

厚生労働省コロナ相談室0120565653 回答「新型コロナ

ウイルスを科学的に証明する資料はないが、あるものとして対応している。このことは厚労省ホームページには記載していない」→科学的に証明する資料なく、あるものとして対応されている病原体に対する指定感染症指定権限なし・科学的に証明する資料なく、あるものとして対応されている病原体に対する〇〇〇〇（予防接種法2条「ワクチン」の定義にあたらぬ〇〇〇〇と呼称されている遺伝子治療かつ、がん原生試験・遺伝毒性試験必要な核酸医薬品）特例承認権限なし・大臣指示権限なしを自認しているからweb site掲載してしないのではないのか？後ろ暗いところがなければweb site掲載可能なはずである。日本の場合王様は最初からハダカだった。

(略) 感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在である。

(略)

仮に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実が存在する場合でも、指定感染症指定は要件非充足により無効である（20250219厚労省発感0219第80号により感染研の分離報告も指定根拠に含まれていない）。

(略)

エ 20250913厚労省あて20230315厚労省発科0315で開示された20200113 PM13:56特定氏「IHREIS」mail全内容含む、厚労省の保有している健感発0210-5号で定義された「令和2年に1月に中華人民共和国が世界保健機関に報告したもの」が確認できる文書最新公文書開示請求結果によって主張内容が変わる可能性があります。公衆衛生は無関係であるので不開示・部分開示はiccpr国際規約19条違反

なお削除されたWHO websiteにおいて「中華人民共和国から報告されたもの」とはどこにも書いてない。(URL略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年12月26日付け（同月27日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件請求文書に係る開示請求をした。

(2) これに対して、処分庁は、令和7年2月6日付け厚生労働省発感0206第2号により原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年5月8日付け（同月12日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当である。

3 理由

(1) 原処分の妥当性について

ア 審査請求人は、本件開示請求において、オミクロン株が法定病原体（健感発0210-5号）からの変異株であることが同定済と認識された根拠となる見本標本検体に関する文書・文書・data・その他論文等及び感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法が適用される立法事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・data・論文その他の開示を求めている。

イ 当時の当課職員が、オミクロン株が「法定病原体（健感発0210第5号）」からの変異株であること及びオミクロン株について感染症法等を適用することの根拠を把握していたことを示す文書として、「法定病原体（健感発0210第5号）」が「SARS-CoV-2」であることを示す文書（01 国立感染症研究所HP（コロナウイルスとは））と、オミクロン株が「SARS-CoV-2」の変異株であることを示す文書（02 国立感染症研究所HP（国立感染症研究所で分離に成功したSARS-CoV-2 B. 1. 1. 529（オミクロン）系統の電子顕微鏡写真）、03 国立感染症研究所HP（SARS-CoV-2 変異株について）、04 第77回（令和4年3月23日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料4及び05 新型コロナウイルス感染症COVID-19 診療の手引き（第6.1版））を確認していたことから、それぞれ本件対象文書として特定したものである。

ウ なお、本件審査請求を受けて、諮問庁は、改めて審査請求人が開示を求める行政文書を探索したが、上記イの文書以外に保有していないことを確認した。

(2) 請求人の主張について

審査請求人は、「20210716厚労省発健0716第12号により、厚労省は法定病原体特定のための資料等は保有していないのであるから、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を提出することは客観的に原始的不能である」旨を主張する。

この点、「20210716厚労省発健0716第12号」は、「予防接種法（昭和三十二年法律第六十八号）（令和二年一二月九日法律第七五号による改正、以下「予防接種法」という。）附則抄七条（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）に規定する「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるも

のに限る。）」の「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」（以下「当該ウイルス」という。）において、当該ウイルスが、「令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものであることを確実に証明する根拠となる論文及び文書」を開示せよという請求内容に対して不存在開示としたものである。

当該請求内容における「当該ウイルス」は、同請求書における「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」を指すものであると考えられるところ、新型コロナウイルスの予防接種法上の定義は「令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの」であるから、同一のものであることは自明であり、請求内容にあるように証明する必要はなく、請求対象の該当文書は存在しないため、不存在不開示としたものである。

このため、「20210716厚労省発健0716第12号」と原処分とは矛盾するものではない。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和7年8月7日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月10日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 令和8年1月27日 | 審議 |
| ⑤ 同年5月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、厚労省は法定病原体特定のための資料等は保有していないにもかかわらず、法定病原体が「SARS-CoV-2」であることを示す文書等を特定することは矛盾している旨主張しているところ、諮問庁は、原処分で本件対象文書を特定したことは妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当

性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において以下のとおり説明する。

オミクロン株が「法定病原体（健感発0210第5号）」からの変異株であること及びオミクロン株について感染症法等を適用することの根拠を把握していたことを示す文書として、「法定病原体（健感発0210第5号）」が「SARS-CoV-2」であることを示す文書及びオミクロン株が「SARS-CoV-2」の変異株であることを示す文書を当課職員が確認していたことから、それぞれ本件対象文書として特定した。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に説明を求めさせたところ、以下の説明があった。

ア 審査請求人は、「厚生労働省健康局特定室職員AないしCが、オミクロン株が法定病原体（健感発0210-5号）からの変異株であることが同定済と認識された根拠となる見本標本検体に関する文書・文書・data・その他論文等」（本件請求文書1）の開示を求めている。

イ 「法定病原体（健感発0210-5号）」は、令和3年2月10日付け健感発0210第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知において規定する、「コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）（以下新型コロナウイルス））」を示していると解される。

「法定病原体（健感発0210-5号）」は、「新型コロナウイルス」を指すと解されるところ、国立感染症研究所HP「コロナウイルスとは」（本件対象文書1）において、「COVID-19」という病気を引き起こす病原体の名称は「SARS-CoV-2」であり、「SARS-CoV-2」は、中国武漢市で発見され、全世界に感染拡大したこと、日本では専ら「新型コロナウイルス」と呼ばれていることが記載されていることから、「法定病原体（健感発0210-5号）」が「SARS-CoV-2」であることが示されている。

なお、「新型コロナウイルス」が「SARS-CoV-2」と同一であることはPCR法等科学的な根拠に基づき紛れがない（令和7年度（行情）答申第904号第5（3）イ参照）。

ウ また、本件対象文書2ないし本件対象文書5には、オミクロン株は、

国立感染症研究所により、国内における感染・伝播性の増加や抗原性が懸念されるSARS-CoV-2の変異株に分類されている等、「SARS-CoV-2」の変異株であることが記載されている。

エ 以上の理由により、本件請求文書1に該当する文書として、本件対象文書1ないし本件対象文書5を特定し、開示している。

オ さらに、審査請求人は、「厚生労働省健康局特定室職員AないしCが、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法が適用される立法事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・data・論文その他」（本件請求文書2）の開示を求めている。

請求内容に主語の記載はないが、本件請求文書1に続いた開示請求であることから、本件請求文書2は、オミクロン株に、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法が適用される根拠を確認できる文書と解される。そのため、オミクロン株が、各法において適用される新型コロナウイルス（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの））からの変異株であることが確認できる文書が、各法に適用されることを示す根拠にもなるため、本件対象文書2ないし本件対象文書5は、本件請求文書2にも該当する文書として、特定し、開示している。

(3) 以上を踏まえると、諮問庁の説明（上記第3の3及び上記（2））に不自然、不合理な点は認められない。

また、本件請求文書に該当する文書の探索について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件審査請求を受けて、関係部署の書庫や共有フォルダ等を改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書は発見されなかったとのことであった。

上記の文書の探索範囲等についても不十分であるとはいえず、厚生労働省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件請求文書

- (1) 厚生労働省健康局特定室職員AないしCが、オミクロン株が法定病原体（健感発0210-5号）からの変異株であることが同定済と認識された根拠となる見本標本検体に関する文書・文書・data・その他論文等（本件請求文書1）
- (2) 厚生労働省健康局特定室職員AないしCが、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法が適用される立法事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・data・論文その他（本件請求文書2）

2 本件対象文書

- 本件対象文書1 国立感染症研究所HP「コロナウイルスとは」
- 本件対象文書2 国立感染症研究所HP「国立感染症研究所で分離に成功したSARS-CoV-2 B. 1. 1. 529（オミクロン）系統の電子顕微鏡写真」
- 本件対象文書3 国立感染症研究所HP「SARS-CoV-2変異株について」
- 本件対象文書4 第77回（令和4年3月23日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料4
- 本件対象文書5 新型コロナウイルス感染症COVID-19 診療の手引き（第6.1版）